



三回目の〈3・11〉天皇儀礼によせて
—「おことば」という政治操作 天野恵—

〈3・11〉の追悼式は何のためにあるのか

〈3・11〉原発震災から3周年の日(2014年3月11日)、政府は3回目追悼式を主催した。「政府主催の追悼式は、東京千代田区の国立劇場で天皇、皇后陛下をお迎えして行なわれ、安倍首相ら三権の長、遺族代表、各国駐日大使ら約1200人が参列。午後2時46分から1分間、全員で黙とうした」(読売新聞3月12日)。

こぞつてのハデなマスコミ報道にバックアップされたこの天皇(夫妻)を中心に置いた、象徴天皇帝国家の儀礼は、すっかり定着してしまつたようである。それは(8・15)「戦没者追悼式典」同様、毎年くりかえされていくことになるであろう。

いったい、こういう国家儀礼は、どういう政治意図をもって、つくりだされてきているのか。(8・15)も天皇儀礼である。これは、あの侵略戦争と植民地支配の主体である国家(のリーダー)の責任を問わせないための儀礼であり続けているのではないか。個々の戦死

ろん、それは「原発(核)責任」を忘却させるためのものである。戦後、占領軍アメリカの手をかりて、植民地支配・侵略責任をまともに取りない国家として日本はスタートした(多くの国への賠償をパス、そして最高責任制度天皇制が延命した事実が、その無責任を象徴している)。ゆえに戦後象徴天皇帝国家は、(無責任)をその体系的原理として成長したといえる。

この国家は(3・11)以後も、その体系的原理をより強化し貫徹しているのだ。あれだけの惨事をつくりだした政治権力者、国家の官僚、電力資本を中心とする財界人、マスコミで原発は「絶対安全」のデマゴギーをたれ流し続けたマスコミのトップ、大量な御用知識人たち。3年たつても誰ひとりとして、自分たちの具体的責任を明示し、責任あるポストからおりるといふ責任の取り方を示した人物はいない。この恐るべき事実が、なによりも、その事を雄弁に語っているではないか。

安倍首相ら、ひたすら原発を推進してきた国家の政治権力者たちは、一方で、平然と原発再稼働政策をあらたに推し進めながら、被害者の追悼のための(遺族会参加の)涙の国家儀礼を天皇儀礼として政治的に演出してみせているのだ(挙国一致の黙とうセレモニー)。

安倍首相は、そこへ「式辞」で、こう述べた。「復興が一步一歩前に進んでいることを実感いたします。……復興を更に加速し、被災者の方々が一日も早く普通の生活に戻られるようにすることが、天国で私たちを見守って

者の死を追悼しようという遺族やその関係者の切実な思いを、画一的な国家規模の儀礼に流しこむ、そういう儀式を、その死にも責任のある国家が主催して作り出す。「戦死者の国家的追悼」国家の責任忘却」のためのセレモニー。その国家儀礼の中心に、その戦争のまちがいのない最高責任者天皇ヒロヒトが存在する必然はそこにあつた。この儀礼は、そのヒロヒトの「偉業」をつぐと宣言し、新たに即位したアキヒト天皇を中心に置いて続いている。そこでは、毎年「戦後の復興(成長)と平和」が死者のおかげと主張する、歴代の首相や天皇のスピーチがくりかえされてきた。そして、その長い長い「復興(成長)と平和」のゴールが(3・11)の福島原発震災であつた。それは経済成長のテコとしてのアメリカ力かけの象徴天皇帝国家の「国策」であつた原子力の平和利用(原発推進)の必然的帰結であつたという事実を、今、私たちは痛切に思い知らされている。

この(3・11)国家(天皇)儀礼は、なんのためにくりかえされているのだろう。もち

いる犠牲者の御霊に報いるみちです。大地震の試練から我々が得た貴重な教訓をしっかりと胸に刻み、災害に強い強靱な国づくりを進めていくことをお誓いいたします。

3年もたったのに仮設住宅での生活を強いられる人々の大量な存在（そこでの孤独な自殺者の続出）、「公営住宅」は遅々として進展しない状態。準備された「復興」資金は有効活用されずに遊んでいる始末。こういうことに象徴される被害者の（棄民）ともいうべき実態。

これを眼前にして、この首相のまったく手前味噌な言葉に、激しい怒りを感じた人は、少なくともはずである。さすがにマスメディアの一部にも、被害地の人々の声を中心に、「フザケルナ！」の怒りの声は露出していた。自分たちの歴史的負をまったく自問しない人たちの言葉は、現在の政策においても、人々の命（生活）を切実にかんがえる姿勢から遠い、無責任な、うわべだけのきれいな事、「復興」という名の棄民）政策をし、生みだしていないのだ。

国事行為として天皇の「お言葉」

このくりかえされている欺瞞的なセレモニーには、天皇の「おことば」なるものも、つきものである（これこそが全マスコミあげて「ありがたくも」大きく紹介されているのだ）。

「本日、東日本大震災から3周年を迎え、ここに一同と共に、震災によって失われた

人々とその遺族に対し、改めて深く哀悼の意を表します。／3年前の今日、東日本を襲った巨大地震とそれに伴う津波は、2万人を超す死者、行方不明者を生じました。今なお多くの被災者が、被災地で、また避難先で困難な暮らしを続けています。さらにこの震災により、原子力発電所の事故が発生し、放射能汚染地域の立ち入りが制限されているため、多くの人々が住み慣れた地域から離れることを余儀なくされています。いまだに自らの家に帰還する見通しが立っていない人々が多いことを思うと心が痛みます。／この3年間、被災地においては、人々が厳しい状況の中、お互いの絆を大切にしつつ、幾多の困難を乗り越え、復興に向けて懸命に努力を続けてきました。また国内外の人々がこうした努力を支援するためにも、引き続き様々な形で尽力していることを心強く思っています。／被災した人々の上には、今も様々な苦労がある事を察しています。この人々の健康が守られ、どうか希望を失うことなくこれからを過ごしていけるよう、長きにわたって国民皆が心を一つにして寄り添っていくことが大切だと思います」（傍点引用者）

安倍首相のように、根拠もなく自分の「復興」政策を自賛して、インチキな言葉を吐いているわけではない。キチンと安倍が避けた原発放射能被害についてもふれているし、「被災者」へのやさしい配慮の気持ちも、にじん

でいるのではないか。すべてのマスコミで、一言も批判的言葉が吐かれることのない、この天皇のありがたい「お言葉」を、そのように評価する人は決して少なくあるまい。

しかし、ここで、私たちは立ち止まってキチンと考えてみなければならぬのである。いったい天皇の「お言葉」とはなにかを。本当にそれは天皇自身の言葉であるのかを。戦後憲法の第三条には、こうある。

「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」。

あの「お言葉」は安倍内閣の「助言と承認」なしに作られているわけではない。基本的にそれは天皇の言葉ではなく内閣の主張でなければならぬはずではないか。

「現行憲法における大臣助言制は、明治憲法などにおけるものよりはるかに徹底しており、内閣の助言によらない天皇の国事行為は存しえないとともに、天皇は完全に内閣の意思に拘束される。そして、それに応じて、内閣の責任もきわめて徹底したものに なっている。天皇の国事行為は、すべて内閣の助言と承認によって行なわれ、天皇の行為はすべて内閣の行為であるということが出来る」（清宮四郎『憲法―新版―』有斐閣・1957年）。

戦後の憲法解釈学説として大きな影響を持ったテキストから引用した。「天皇の行為はすべて内閣の行為」という憲法理解は、今



(イラスト ほしの めぐみ)

この一連の国事行為は「実質的決定権」からは排除された、天皇による儀礼的・形式的行為であるにすぎないが、「十

にいたるまで、すこぶる一般的な理解であるはずだ。
ただ「国事行為」なるものは、「第七条」にこのように明記されている。

「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を招集すること。
三 衆議院を解散すること。
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を接受すること。
十 儀式を行ふこと。

〔3・11〕の国家儀礼は、十の「儀式を行

の儀式は、国家機関としての天皇が主宰する国家的儀式を意味するのだから、それではありえない。

それは、ここの「国事行為」ではないのだ。そうであるにもかかわらず、事実として天皇は国会開会式の「おことば」(これは戦前からの習慣)をはじめとして、新年一般参賀(1948年から)、国民体育大会への出席(1949年から)、全国植樹祭出席(1950年から)、全国戦没者追悼式出席(1952年から)、園遊会開催(1953年から)・東京オリンピック名誉総裁としての開会宣言(1969年)、万国博覧会への出席(1970年)、欧州への皇室外交(1971年)、そしてアメリカへ(1975年)と、戦後の時間の流れの中で着々と、その行為を拡大し、くりかえし続けたのである。歴代の政府(内閣)が、それをさせ、その既成事実をテコに、国家機関としての国事行為と私人としての行為との間の、天皇の第三の「行為」なる概念をうみださせた。「象徴としての地位に基づく公的行為(象徴行為説)あるいは「天皇の公人としての地位に伴う当然の社会的・儀礼的行為」(公人行為説)がそれだ。それは、すでに行なわれている天皇の行為を、「国事行為」に準ずる「公的行為」と位置づけ、「内閣の助言と承認」というしぼりをかけておくべきだという、天皇制の政治化へのブレーキという動機が作りだした学説であった(政府もその説で天皇の「国事」外活用を正当化しようになっ

た)。

内閣による象徴天皇制の政治化と無責任へ

しかし、実際におきたのは、すでにふれたように、「公的行為」とされる天皇の行為の日々の拡大という、内閣(政府)による天皇の政治活用がグロテスクな拡大という象徴天皇制の政治化であった。今また〔3・11〕天皇式典が毎年くりかえされるかたちでプラスされたのだ。しかし、この式典の「おことば」は「国事」ではない「公的行為」だが、「内閣の助言と承認」なしでは許されない、内閣の言葉であるという点は共通しているはずだ。
ところが政府は、その事実にもふれず、マスコミは、あたかもそれが天皇自身の言葉であるかのごとく大々的に報道し続けている(宮内庁を通して天皇の意見が少しは介入しているだろうが、基本的には内閣の言葉を出ることは許されなはずだ)。与えられた役割を演じているだけなのに。「お言葉」には内閣が必要とする政治的天皇像が(慈愛にみちた、心やさしき「陛下」国家)「つめこまれて」いるだけなのだ。
私たちは安倍の「式辞」の言葉の欺瞞以上の操作的欺瞞を、天皇の「おことば」なるものに見出すべきなのだ。この式典の天皇の「おことば」こそが無責任の体系として完成されている象徴天皇制国家の欺瞞性の集中的表現なのではないのか。

(あまの・やすかず/本誌編集委員)